

第2章 地下水水質測定結果

2-1 水質測定の概要

水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、地下水水質の状況を監視している。
平成30年度は、15市町49地区において、270本の井戸で実施した。(表1)

(1) 調査種類

- ・ 概況調査：県下の全体的な地下水質の状況を把握するための調査
- ・ 汚染井戸周辺地区調査：概況調査等の結果新たに汚染が判明した地域について、汚染範囲を確認するための調査
- ・ 継続監視調査：過去に汚染が確認された地区の地下水の動向を経年的に把握するための調査
- ・ 再度汚染井戸周辺地区調査：継続監視調査地区において、おおむね5年間毎に実施している調査で、調査範囲を拡大して汚染の拡がりを再確認するための調査

(2) 調査項目

カドミウム等28項目(別表)(表2)

2-2 測定結果の概要

(1) 概況調査

29地区50本の井戸を調査した結果井戸を調査した結果、新たな汚染は確認されなかった。(表3)

(2) 汚染井戸周辺地区調査について

吉野ヶ里町松隈地区周辺

県が吉野ヶ里町松隈地区の井戸水の水質調査をしたところ、2本の井戸から環境基準値を超過する砒素が検出された。このことを受け、松隈地区及びその周辺65本の井戸の水質調査を実施したところ、1本の井戸で砒素の環境基準値を超過した

有田町戸矢地区

県が有田町戸矢地区の井戸水の水質調査をしたところ、ほう素及びふっ素の環境基準値を超過する疑いがあることが判明した。このことを受け、この井戸を含む戸矢地区24本の井戸の水質調査を実施したところ、2本の井戸で環境基準値を超過した。

鳥栖市真木町、安楽寺町、高田町及び水屋町

佐賀県東部環境施設組合が実施した鳥栖市真木町の井戸水の水質調査において、環境基準を超過したほう素が検出された。このことを受け、鳥栖市真木町、安楽寺町、高田町及び水屋町の40本の井戸の水質調査を実施したところ、鳥栖市真木町、安楽寺町及び高田町の10本の井戸でほう素の環境基準値を超過した。

なお、これらの3地区については、県の水質測定計画に組み入れ、引き続き水質調査を実施する。

(3) 継続監視調査について

15地区47本の井戸を調査した結果、8地区15本の井戸について、トリクロロエチレン等5項目で環境基準を超過した。

(4) 再度汚染井戸周辺地区調査について

小城市三日月町長神田地区

小城市三日月町長神田地区では、平成24年にベンゼンによる地下水汚染が判明して以降、継続監視調査を実施してきた。

平成30年度は調査範囲を拡大し、継続監視井戸以外に周辺20本の井戸を調査したところ、全ての井戸において環境基準値の超過はなかった。

上峰町坊所地区

上峰町坊所地区では、平成25年にトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる地下水汚染が判明して以降、継続監視調査を実施してきた。

平成30年度は調査範囲を拡大し、継続監視井戸以外に周辺22本の井戸を調査したところ、全ての井戸において環境基準値の超過はなかった。